

日 時：令和 7 年 11 月 26 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、
宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稻垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、浅井委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第342回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は三つです。

議題 1 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく主務省令の変更の協議について」、事務局から説明をお願いいたします。

○松嶋企画官 議題の一つ目、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律、いわゆる次世代医療基盤法に基づく主務省令の変更の協議について、御説明申し上げます。

まず、資料 1-1 の「1. 趣旨」を御覧ください。次世代医療基盤法上、主務大臣は、主務省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当委員会に協議しなければならないこととなっております。

今般、次世代医療基盤法施行令の一部が改正され、資料に記載のある匿名障害児福祉等関連情報その他の計五つの情報と連結して利用することができる状態で、匿名加工医療情報の提供が可能となります。これに伴い、認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報等を提供した上で、当該状態にするために必要な情報の提供を求めることができる大臣として、内閣総理大臣を新たに定めることとなります。

これらを踏まえ、公的データベースごとの大臣及び連結可能匿名加工医療情報利用者の欠格事由等について、施行規則の改正を行う必要があり、このため、次世代医療基盤法に基づき、主務大臣から当委員会に対して協議があつたものです。

つづいて、「2. 施行規則の改正案の概要」を御覧ください。

まず、「(1) 施行規則第27条の改正」についてです。連結可能となる公的データベースの追加に伴い、匿名加工医療情報等の提供先として、それぞれの公的データベースを所管する大臣が追加されることとなりますので、これに併せて、所要の規定の整備が行われるもので

つぎに、「(2) 施行規則第31条第 2 号イ(1)の改正」についてです。連結可能となる公

的データベースが新たに追加されたことに伴い、連結可能匿名加工医療情報利用者の欠格事由について、関係する法令が追加されましたので、これに併せて、所要の規定の整備が行われるものであります。

以上2点のほか、その他所要の改正も行われます。

なお、ここまで御説明しました施行規則の改正に関する案文については、資料1-3のとおりですので、適宜御参考ください。

つづいて、資料1-1に戻っていただきまして、こちらの「3. 対応案」を御覧ください。「2. 施行規則の改正案の概要」で先ほど御説明しましたとおり、今回協議のあった内容は、匿名加工医療情報と連結することができる公的データベースが追加されることに伴う必要な規定の改正です。このため、資料1-2のとおり、主務省令の変更に異存ない旨回答することについて、委員会として御了承いただきたいと考えております。

最後に、「4. 今後の予定」のとおり、今回変更される主務省令の施行期日は令和7年12月1日となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示案に関する意見募集結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部改正案及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部改正案に対する意見募集結果について、御説明いたします。

本件は、グローバルCBPRシステムの位置付けを明確にするという趣旨の下、各種ガイドライン等にグローバルCBPRに関する規定の追加等を行うものでございます。

資料2-1を御覧ください。本改正案について、資料2-1に記載のとおり、本年10月9日から11月7日までの間、意見募集を行った結果、3件の御意見が寄せられました。

御意見の内容について御説明いたします。資料2-1別紙を御覧ください。番号1は、本改正案に賛成の御意見が示されるとともに、グローバルCBPRの推進、グローバルCBPR認証を取得するためのインセンティブの付与、認証取得の簡素化等に関する御提言をいただいたものでございます。この御提言に係る部分につきましては、本意見公募の対象外と考えられるものの、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号2は、本改正案に賛成の御意見が示されるとともに、データの越境移転時の多様なデータのひも付けによるリスクへの対策を強化するため、ひも付け影響分析の義務化や地方相談窓口の増設等について、ガイドラインの改正を行うことを御提案いただいたものでございます。この御提案に係る部分につきましては、本意見公募の対象外と考えられるものの、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号3は、本改正案に賛成の御意見が示されるとともに、グローバルCBPRの参加国・地域の拡大や国内普及に係る取組の実施、認証促進のためのインセンティブ導入、個人情報保護法施行規則第16条第1号の規定を担保するモデル契約条項の作成・公表に関する御提言をいただいたものでございます。この御提言に係る部分につきましては、本意見公募の対象外と考えられるものの、今後の執務の参考とさせていただきます。

以上のとおり、本意見公募の対象となる御意見につきましては、いずれも本改正案に賛成の意見であったことから、改正案の修正等は行いませんでした。

本改正案につきまして、本日の委員会で御承認をいただけましたら、令和7年12月12日の施行に向けて手続を進めさせていただきたいと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見はいかがでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示案に関する意見募集結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3-1に基づいて御説明いたします。

10月8日の第335回個人情報保護委員会におきまして、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示案について御審議いただき、意見募集を実施していたところであり、その結果についての御報告となります。

資料3-1は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果についてでございます。本意見募集に対しては、延べ12件の御意見が寄せられております。また、資料3-1別紙としまして、御意見募集結果の全ての御意見及び回答を記載しております。

資料3-1別紙の意見について幾つか御紹介申し上げます。

まず、1番及び2番でございますけれども、「相当の理由」の判断要素について、より詳細になったものの抽象的であり、基準として機能するか疑問であることから、具体的な事案例を示すこと、現場の判断に堪えないことから、個人情報保護委員会が主体的にその判断の基準を明確に示すべきではないかという御意見を頂戴しております。

これに対し回答としては、「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素に係る記載を充実させることで行政機関の長等がより適切に当該判断を行うことが可能になると考えており、いただいた御意見については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」において事例の追加を検討するなど、今後の執務の参考とさせていただく旨、説明しております。

また、5番でございますけれども、法第69条第2項第4号の「特別の理由」の判断要素について、「「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ」という文言を足し加えていることにつきまして、従前ガイドラインに示されている「特別の理由」の要件に「相当の理由」の判断基準に関する要件が追加されるという理解でよいかという御意見を頂戴しております。

これに対しては、「特別の理由」の判断に際しては、「相当の理由」があるだけでなく更に厳格な理由が必要とされているところ、今般の本ガイドラインの改正は、その具体的な内容を明確化したものであり、「特別の理由」の判断基準や当該判断に際して勘案すべき要素が変わるものではないことを説明しております。

また、8番でございますけれども、本ガイドラインの改正案において「相当の理由」があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素に係る記載として、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性を例示しているところ、法第69条第2項の規定上、目的外利用又は提供に際し目的間の関連性が求められることは読み取ることができず、他事考慮であるように考えられるため、あえて具体的な考慮要素とすることの必要性について見解を御教示いただきたいという御意見を頂戴しております。

これに対しては、本人は通常、行政機関等が特定した利用目的のために保有個人情報の利用又は提供が行われることについて、合理的な期待を有しているものと考えられるため、「保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性」を勘案すべき要素の一つとして例示しているところであり、個別の事例ごとに判断することとなります。例えば、行政機関等が当該利用目的と一定の関連性を有する目的のために利用又は提供を行う場合においては、本人の期待を大きく超えないものと言えることから、当該一定の関連性があることは「相当の理由」があるかどうかを判断するに際して肯定的な要素となり得るが、他方で、例えば、行政機関等が当該利用目的と全く関連性を有しない目的のための利用又

は提供を行う場合においては、本人の期待を超えることを踏まえてもなお、他の要素も勘案し、社会通念上、客観的に見て合理的な理由があると言える必要があることを説明しております。

最後に、本ガイドライン案を意見募集に付した後、資料3－1の別添の箇所について技術的修正を実施している旨、申し添えます。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。